

委 託 設 計 書				設計年月日	令和 8年 1月 日		
部長	課長	専門監	課長補佐	主幹	班	設計者	
事 業 名 称	オイルフェンス清掃等業務委託						
事 業 場 所	松戸市南花島向町319番地地先などの2地点および特に市が指定する場所				期 間	自 令和8年4月 1日 至 令和9年3月31日	
設 計 金 額	事 業 費 単 価		1回当たり 金 円 (税抜き)				
	内	ごみ回収費 (1回当たり)	金 円				
設 計 概 要	ごみ回収予定回数 50回／年						設計審査済
	分別後のごみ処理費については、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条に規定する廃棄物処理手数料とする。						

内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		ごみ回収費（1回当たり）						
		(1) 人件費		回	1			単価表参照
		(2) 車両借上費		回	1			単価表参照
		計						(1)+(2)
		(3) 業務管理費		式	1			
		(4) 一般管理費		式	1			
		小計						(1)+(2)+(3)+(4)

単 価 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	1. ごみ回収費（1回当たり）							
	(1)	人件費	特殊作業員	人				
			普通作業員	人				
			特殊運転手	人				
			計					
	(2)	車両借上費（クレーン付トラック2t積・吊能力2t）						
		運転損料		時間				
		供用損料		日	1			
		燃料費（軽油）		L				
		計						

オイルフェンス清掃等業務委託仕様書

委託者（甲）が受託者（乙）に委託する内容は以下のとおりである。

1 事業名称

オイルフェンス清掃等業務委託

2 事業場所

松戸市南花島向町319番地地先などの2地点および特に市が指定する場所

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業目的

本事業は、油類流出事故による河川汚濁を最小限に止めるため松戸市内河川の要所に設置してあるオイルフェンスに蓄積したごみを回収し、オイルフェンスの機能維持を目的とする。

5 事業内容

(1) オイルフェンスごみ清掃地点（別添地図のとおり）

ア 新坂川：南花島向町319番地地先

イ 坂川：赤坂樋門付近（松戸1799番地地先）

ウ その他特に甲が指定する場所

なお、河川状況等により清掃地点の変更もある。

(2) ごみ回収運搬処理

ごみ回収・清掃作業は、クレーン付きトラック（リース可）を用い、作業場所付近を汚損しないようにすること。

回収したごみは、水切りを十分に行い、松戸市が行うごみ分別に従って、甲の指定する処理施設に搬入すること。

なお、市のごみ処理施設に搬入できないごみは回収しないこと。

(3) 清掃作業終了後の管理

ごみ回収・清掃作業終了後、オイルフェンスの機能が十分に果たせるよう適正な保守管理を講じなければならない。

(4) 油類事故時等の対策

- ア 油流出事故等の緊急時、速やかに対応できる作業体制を構築すること。
- イ 油類事故時には、監督職員の指示により速やかに吸着マット等の設置、回収作業を行う。（油の処理に必要な資材は、甲が支給する。）

(5) ごみ処理費

分別後のごみ処理費については、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）第39条に規定する廃棄物処理手数料とする。

6 ごみ回収予定回数及びごみ回収予定量

(1) ごみ回収予定回数は50回とし、原則として一週1回とする。

ただし、甲が必要と認める場合は、臨時に実施又は日程の変更等を行うことができる。

また、河川の増水等の理由により作業員の安全が確保できない場合は、ごみ回収作業は行わない。

(2) ごみ回収予定量は、20,000 キログラムとする。(予定数量であるため、変動することがある)

7 報告

(1) ごみ回収作業の都度、処理状況等について監督職員に報告するものとする。
(2) ごみ回収作業報告書は甲の定める様式に次の書類を添付し、毎月提出すること。

- ア 作業写真(作業前、作業中、作業後、処理施設への搬入時)
- イ ごみの計量伝票
- ウ 作業日報

(3) その他の作業についても、甲の指示により業務完了書、作業写真を提出すること。

8 検査

甲は、ごみ回収状況についての検査を行うものとする。

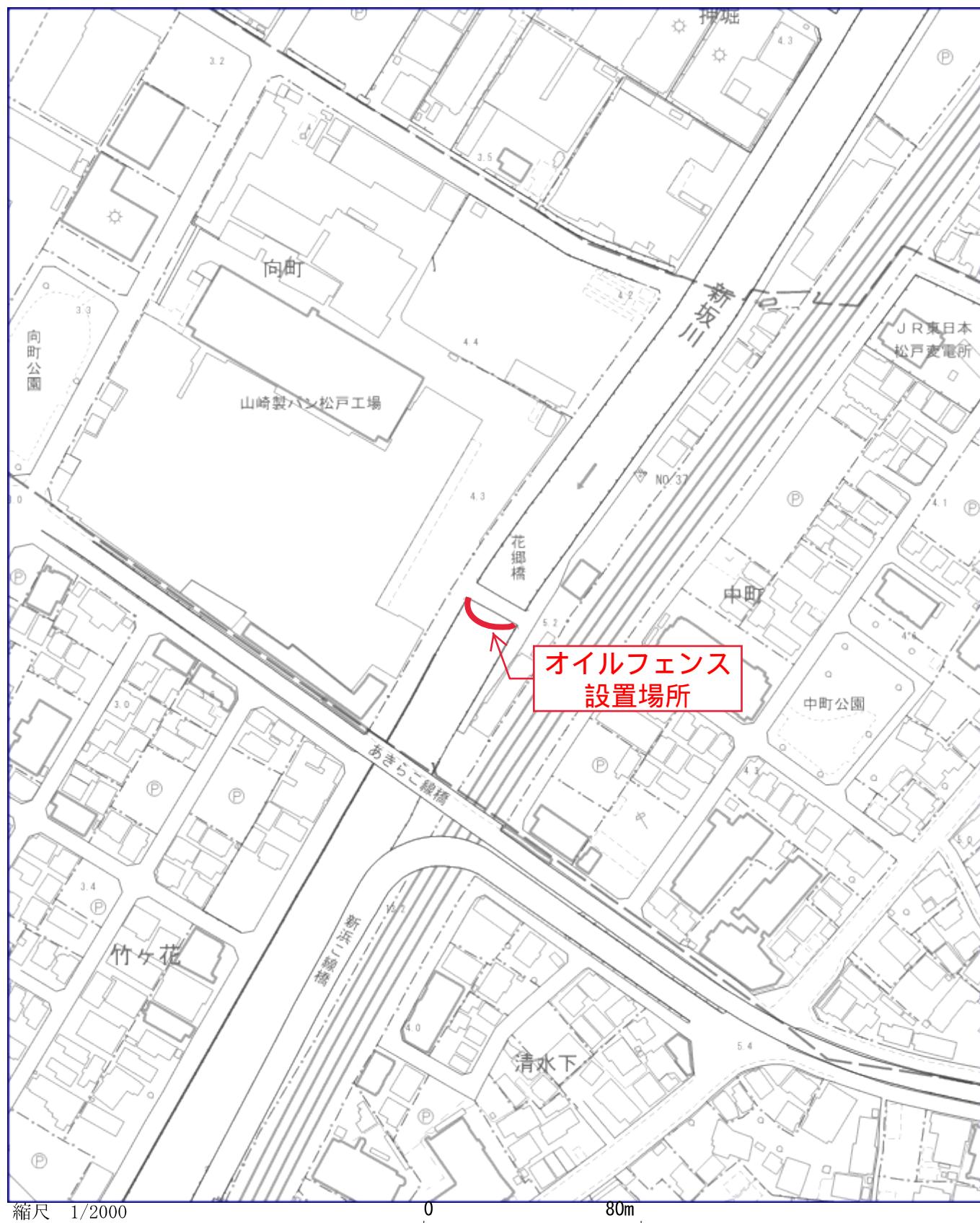
9 その他の注意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、一般廃棄物処理業(許可業種：収集運搬業、取扱範囲：ごみ)の松戸市長許可を受けた者であること。

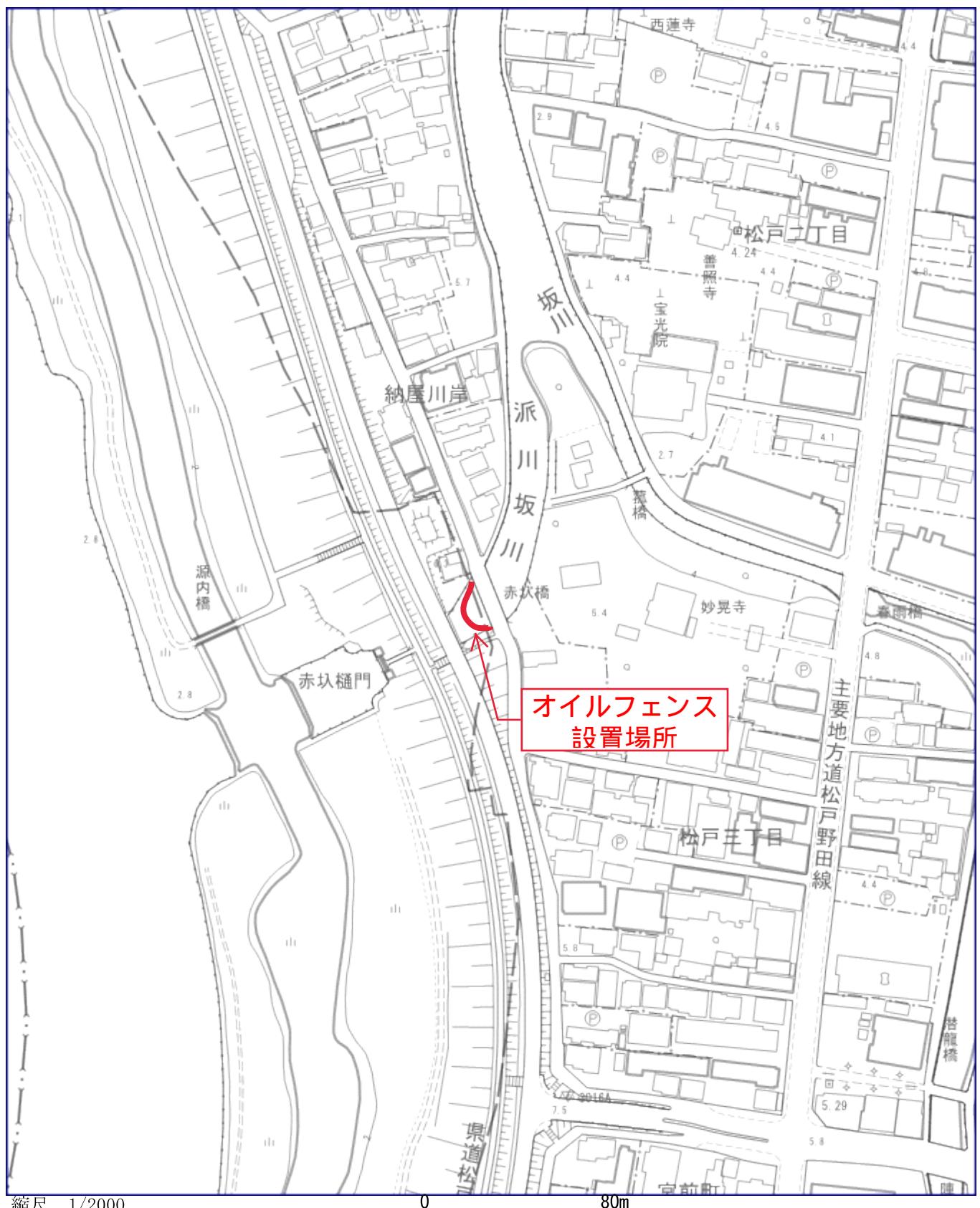
(2) 本事業の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に定められた処理基準等の関係法令を遵守し適正に収集運搬すること。

(3) 河川内へ立ち入りごみを回収する作業のため、業務遂行上の安全対策については十分配慮するとともに、作業においては、作業場所付近の汚染およびごみの流出がないように万全を期すこと。

- (4) 作業は公道に駐車して行うため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の関係法令を遵守し、通行人の安全を確保するとともに住民とのトラブルがないよう万全を期すこと。
- (5) 作業中の事故防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないように努めること。
- (6) 業務に伴い、作業場所の器物破損、人身事故、作業場所付近の汚損等を乙の作業により生じさせた場合は乙が一切の責を負い、この処理を行う。
- (7) 業務遂行に必要な資機材等は乙の負担とする。
- (8) 必要に応じて、甲は乙の事務所・施設等に立入調査を行うことができる。
- (9) 事業を実施するにあたり、法令等を厳守すること。
- (10) 本事業を実施する際に(もしくは実施したのちに)知り得た情報等はその一切を漏洩させてはならない。
- (11) 乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 1 号から第 3 号までに定める基準に適合しなくなったときは、甲は契約を解除することができる。
- (12) その他、本仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で協議し決定する。



※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。



※敷地の境囲

0

80m

※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。